

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第147期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社明電舎
【英訳名】	MEIDENSHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 稲村 純三
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower
【電話番号】	03 - 6420-8150（代表）
【事務連絡者氏名】	総務・法務部総務課長 神田 充
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower
【電話番号】	03 - 6420-8150
【事務連絡者氏名】	総務・法務部総務課長 神田 充
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第3四半期連結 累計期間	第147期 第3四半期連結 累計期間	第146期 第3四半期連結 会計期間	第147期 第3四半期連結 会計期間	第146期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	89,469	84,849	26,452	31,211	173,067
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	10,801	8,636	3,430	2,844	1,812
四半期(当期)純利益又は 四半期(当期)純損失( ) (百万円)	6,421	5,745	1,984	1,794	970
純資産額(百万円)	-	-	46,024	46,097	54,132
総資産額(百万円)	-	-	207,739	205,693	206,608
1株当たり純資産額(円)	-	-	193.57	193.88	229.00
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失 ( )金額(円)	28.29	25.32	8.74	7.91	4.28
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	21.1	21.4	25.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,397	5,605	-	-	16,274
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,487	4,696	-	-	5,511
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,092	4,592	-	-	2,742
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	7,137	7,552	11,180
従業員数(人)	-	-	7,138	7,034	7,144

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	7,034
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,710
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

## 1【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
社会システム事業	18,551	98.7
産業システム事業	5,761	154.8
エンジニアリング事業	3,658	108.6
不動産事業	-	-
その他	5,070	139.3
合計	33,042	111.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記その他は、事業本部に属さない生産部門等であり、主に工事・購入品であります。  
3. 金額は販売価格であり、消費税等を含んでおりません。  
4. 上記金額は提出会社事業本部間の内部取引高が含まれており、外部売上に対応する金額ではありません。

## (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
社会システム事業	30,223	141.5	113,073	100.1
産業システム事業	7,761	138.3	15,236	121.6
エンジニアリング事業	5,873	96.4	13,366	102.5
不動産事業	757	100.1	199	99.9
その他	3,962	103.6	4,188	99.4
合計	48,578	129.0	146,065	102.2

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 金額は販売価格であり、消費税等を含んでおりません。

## (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
社会システム事業	17,503	121.1
産業システム事業	5,594	144.6
エンジニアリング事業	3,688	108.8
不動産事業	757	100.2
その他	3,668	92.0
合計	31,211	118.0

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 金額は販売価格であり、消費税等を含んでおりません。  
3. 当社グループでは、電力会社や官公庁向けの各種電気設備や、自治体向けの上下水処理設備等において、年度末に売上が集中する傾向があります。そのため、例年、第3四半期については、売上高は年間の実績値に対して相対的に低い水準にとどまっております。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、一部の業種で業績の回復が見られるものの、公共投資の削減や円高の定着により、全体の景況感は依然として厳しいまま推移いたしました。

重電業界におきましても、国内・海外市場における競争激化により、経営環境は予断を許さない状況が続いております。

このような情勢の中、当社グループでは全社的な原価低減、固定費削減に努めると同時に、中期経営計画「POWER5」で掲げる成長・新事業の強化に向けた施策に取り組んでおります。

当第3四半期連結会計期間の経営成績は、売上高が前年同期比18.0%増の31,211百万円（前年同期比4,759百万円増）となりました。損益につきましては、徹底した原価低減、固定費削減等を実行した結果、営業損失は2,333百万円（前年同期比824百万円改善）、経常損失は2,844百万円（前年同期比586百万円改善）、四半期純損失は1,794百万円（前年同期比189百万円改善）となりました。

セグメント別の状況は次の通りです。なお、売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

#### 社会システム事業分野

一部の業種では受注が復調の傾向にあり、売上高は前年同期比19.1%増の18,113百万円となりました。

#### (社会システム事業関連)

官公庁や自治体向けなど公共分野を中心に、他社との受注競争が激化しており、事業環境は厳しい状況が続いております。

そのような中、電鉄分野において北海道新幹線向け変電所設備を受注するなど、大型案件の受注獲得に取り組むと同時に、新分野・新製品の受注活動に注力しております。

#### (水・環境事業関連)

公共投資の削減や新たな浄水場・下水処理場建設の減少、他社との競争激化などにより事業環境は厳しさを増しております。

そのような中、当社既設の大口更新物件の受注を着実に獲得するとともに、浄水場の運営・維持管理事業の受託やPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）事業の拡大にも引き続き注力しております。

#### (海外事業関連)

アジア、中東、欧州において変電機器の拡販に努めておりますが、円高基調により海外案件の受注環境は厳しい状況が続いております。

そのような中、変電設備や架線検測装置など電鉄向け事業や太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーによる発電事業の拡販に取り組んでおります。

#### 産業システム事業分野

一部の業種では需要が順調に回復しており、売上高は前年同期比40.0%増の6,601百万円となりました。

#### (コンポーネント事業関連)

第3四半期において半導体関連市場に減速感は出ていますが、射出成形機など産業用機械に用いられるモータ・インバータの受注は増加しております。海外における事業を拡大するため海外生産の強化も視野に入れ、海外売上高比率の拡大と、さらなる生産効率の向上、コスト低減に積極的に取り組んでおります。

( 動計・搬送事業関連 )

自動車関連メーカー向け試験装置の市場環境は依然として厳しいものの、電気自動車・ハイブリッド車など環境対応車向けの試験機への取り組みを強化しております。動力計測分野では、中国、タイ、インドなど、今後の市場拡大が期待される海外市場での拡販に積極的に取り組んでおります。

また、無人搬送車やフォークリフト向け電装品の需要は徐々に増加しています。無人搬送車は中国、タイなどの海外拡販を強化しております。また、産業車両用コントローラでは、フォークリフト用の新型電装品を開発するとともに、ゴミ収集車用や農機用など応用製品の拡販を推進しております。

エンジニアリング事業分野

メンテナンスサービスの分野では、厳しい価格競争が続いておりますが、需要は回復基調にあり、売上高は前年同期比8.7%増の3,773百万円となりました。

通常のメンテナンスに設備の状態や余寿命の診断を付加するなど、お客様にメリットのある新しいサービスの提案を強化するほか、新しい需要分野として風力発電設備のメンテナンス事業を拡大するなど、お客様の事業効率向上や環境意識の高まりに対応したサービスの拡販に積極的に取り組んでおります。

不動産事業分野

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心として保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は前年同期比0.1%増の823百万円となりました。

その他の事業分野

その他の製品販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品等を提供する事業等、報告セグメントに含まれない事業であり、売上高は前年同期比6.4%減の6,080百万円となりました。

( 2 ) 連結財政状態に関する定性的情報

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」）比914百万円減少し、205,693百万円となりました。

流動資産は、前期末に計上した売上債権の回収が進み売掛金が減少するなどし、前期末比2,121百万円減少の104,433百万円となりました。

固定資産は、機械及び装置が増加し、前期末比1,206百万円増加の101,260百万円となりました。

負債は、前受金及び長期借入金の増加などにより前期末比7,121百万円増加し159,596百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、評価・換算差額等が減少し、四半期純損失の計上及び剰余金の配当に伴い前期末比8,035百万円減少して46,097百万円となりました。この結果、自己資本比率は前期末の25.2%から21.4%となりました。

( 3 ) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少等による増加や仕入債務の増加等がありましたが、税金等調整前当期純損失やたな卸資産の増加額の減少等により3,591百万円の支出となりました。また、たな卸資産の減少や仕入債務の増加等により、前第3四半期連結会計期間（以下「前期同期」）と比べて2,227百万円の支出減となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により1,753百万円の支出となりました。また、設備投資額の減少等により前年同期と比べて240百万円の支出増となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパー発行等により4,708百万円の収入となりました。また、短期借入金の減少により前年同期と比べて2,453百万円の収入減となりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は7,552百万円となり、前年同期末と比べて414百万円増加しております。

( 4 ) 研究開発活動の状況

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,796百万円です。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

( 5 ) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

Ⅰ. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えています。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、グループ全体で長年培ってきた豊富な技術蓄積と「ものづくり力」、特に、環境対応製品を生み出す技術開発力、高品質かつ豊富な製品ラインナップと品質保証体制、システムエンジニアリング力と充実した保守サービス体制、お客様や取引先との安定的かつ強固な信頼関係の4点に集約することができます。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針実現のための取組み

(a)基本方針の実現に資する特別な取組み

（中期経営計画）

当社では今後を着実に事業を展開していくため新中期経営計画「POWER5」を策定しました。POWER5は、平成21年度から平成25年度の5か年計画とし「明電グループの挑戦 - ものづくり "POWER" で社会に貢献 - 」をスローガンに掲げ、以下の基本方針を基に展開しております。

[POWER5の基本方針]

成長・新事業の確立

将来の低炭素社会に向けて、重電技術を新しい領域にシフトしていきます。具体的には、電気自動車用モータ・インバータ、電力変換製品、電気二重層キャパシタ、風力発電製品、真空コンデンサなどのコンポーネント製品を中心とした新事業を展開し、成長エンジンに育成します。

民需・海外事業の更なる開拓

民需・海外向けの新製品の開発力強化、海外生産、事業体制・関係会社の再編、人材育成の推進などにより、競争力を強化し新たなマーケットを開拓します。

「選択と集中」による収益力の改善

「コンポーネント製品」「民需・海外市場」などをコア事業とし、経営資源を集中投入します。

「ものづくり力」の強化

「ものづくり力」とは、開発・生産・販売・サービスまでを含めた「メーカーとしての総合力」とであると当社は考えます。それぞれの機能向上を図り、さらに相互の連携を強化します。

CSR経営の普遍的推進

企業活動における環境負荷低減を推進するとともに、当社の製品・サービスによって環境、エネルギー面で社会に貢献することによりCSR（企業の社会的責任）を実現します。

（POWER5の詳細については、当社の平成21年5月13日付プレスリリースをご参照ください。）

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社においては、平成15年6月より執行役員制を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、業務執行の迅速化を図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会を重要な戦略的意思決定を行う場として活性化し、その機能強化を図っております。また、現時点における取締役8名のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月28日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月27日開催の第144期定時株主総会において、本プランの有効期間の更新につき承認を得ております。

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は、以下の通りであります。

なお、本プランの詳細につきましては、平成20年4月28日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」として公表しております。このプレスリリースの全文につきましては、当社ホームページ（<http://www.meidensha.co.jp/press/attach/080428boueisaku.pdf>）をご参照下さい。

(i) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みを設け、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的としております。

(ii) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行うとするとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得  
当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出して頂きます。なお、買付説明書の書式については、買付等を行う買付者等から書面による要請があつてから10営業日以内に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあり、この場合買付者等はこれに応じるものとします。

買付等及びそのグループ（共同保有者<sup>1</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）、その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、本書において同じとします。

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。）、並びに、買付者等による当社の株券等の取得又は譲渡に関する事項（時期、数、価額、方法、相対売買の場合の相手方を含みます。）

買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

#### (iv)独立委員会による検討・勧告等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案等の提出を求めることができます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から原則として60日が経過するまで（但し、一定の場合には、独立委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等、（必要に応じ）直接又は間接に、当該買付者等との協議・交渉を行い、又は当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行います。また、当社は、所定の事項のほか独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、所定の手続に従い取締役会に対する勧告等を行います。独立委員会は、買付者等による買付等が(vi)記載の要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきである旨の勧告を行う（但し、一旦新株予約権の無償割当て実施の勧告を行った場合でも一定の場合には中止等の勧告を行うことがあります。なお、独立委員会は、新株予約権無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。他方、独立委員会が下記(vi)記載の要件のいずれにも該当しない又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行い、また、独立委員会検討期間満了時までに、実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会検討期間を合理的な範囲（但し、30日を越えないものとします。）で延長する旨の決議を行います。

#### (v)取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会における手続に加えて、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、実務上適切であると判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施の決議を行うか、株主意思確認総会において新株予約権無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、買付等を行ってはならないものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(vi)新株予約権無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議により、新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - 株券等を買い占め、その株券等について当社対して高値で買取りを要求する行為
  - 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得するなど当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供しない買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員もしくは顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(vii)新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う予定の新株予約権は、その数につき割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点で当社の有する当社株式の数を除きます。）を上限とし、また、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。また、新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当該出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。その行使期間は、原則として、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間です。また、(a)当社が発行者である株券等の保有者で当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(b)その共同保有者、(c)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(d)その特別関係者、もしくは(e)上記(a)ないし(d)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(f)上記(a)ないし(e)に該当する者の関連者（以下、(a)ないし(f)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません。新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも新株予約権を無償取得することができるとともに、当社取締役会の別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます（一定の場合には複数回取得することも可能です。）。

(viii)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、第144期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行なわれた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(ix)株主に対する影響

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、割当日の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が新株予約権の行使にかかる手続を経なければその保有する当社株式が希釈化される場合があります。但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

・ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものである。特に、本プランについては、「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第144期定時株主総会において株主の皆様の承認を得て有効期間が約3年と定められていること、また取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意を重視するものであること、独立性の高い社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、設備の新設、除却等の計画に重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	576,000,000
計	576,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	227,637,704	227,637,704	株式会社東京証券取引所 (市場第一部) 株式会社大阪証券取引所 (市場第一部) 株式会社名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	227,637,704	227,637,704	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百 万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		227,637		17,070		5,000

#### (6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（平成22年9月30日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 679,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 225,462,000	225,462	-
単元未満株式	普通株式 1,496,704	-	-
発行済株式総数	227,637,704	-	-
総株主の議決権	-	225,462	-

(注) 1. 証券保管振替機構名義の株式3,654株のうち、3,000株は、「完全議決権株式（その他）」に含まれており、654株は、「単元未満株式」に含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2. 自己株式679,172株のうち、172株は、「単元未満株式」に含まれております。

【自己株式等】

（平成22年9月30日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社明電舎	東京都品川区大崎 二丁目1番1号	679,000		679,000	0.30
計	-	679,000		679,000	0.30

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	462	424	367	310	280	337	343	376	391
最低(円)	415	333	300	263	241	255	280	294	347

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,579	11,235
受取手形及び売掛金	<sup>1</sup> 35,081	59,327
有価証券	237	-
商品及び製品	3,801	3,782
仕掛品	<sup>7</sup> 45,212	<sup>7</sup> 22,831
原材料及び貯蔵品	1,573	1,426
繰延税金資産	6,875	3,043
その他	4,697	<sup>5</sup> 5,564
貸倒引当金	625	656
流動資産合計	104,433	106,555
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	<sup>2</sup> 41,744	<sup>2</sup> 43,368
機械装置及び運搬具(純額)	<sup>2</sup> 12,196	<sup>2</sup> 8,034
土地	9,371	9,113
建設仮勘定	341	633
その他(純額)	<sup>2</sup> 1,969	<sup>2</sup> 2,191
有形固定資産合計	65,623	63,341
無形固定資産		
投資その他の資産	2,868	3,053
投資有価証券	24,499	25,794
長期貸付金	382	383
繰延税金資産	5,498	4,857
その他	2,459	2,711
貸倒引当金	72	88
投資その他の資産合計	32,767	33,658
固定資産合計	101,260	100,053
資産合計	205,693	206,608

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 23,584	27,922
短期借入金	4 9,547	4 17,490
コマーシャル・ペーパー	25,000	30,000
未払法人税等	341	547
前受金	20,194	7,929
賞与引当金	2,558	4,694
製品保証引当金	70	46
受注損失引当金	7 921	7 493
その他	17,631	18,597
流動負債合計	99,848	107,722
固定負債		
長期借入金	33,574	19,791
退職給付引当金	22,330	21,147
役員退職慰労引当金	170	114
環境対策引当金	515	551
繰延税金負債	41	36
その他	3,115	3,111
固定負債合計	59,748	44,753
負債合計	159,596	152,475
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,070	17,070
資本剰余金	13,197	13,197
利益剰余金	12,115	19,244
自己株式	150	145
株主資本合計	42,232	49,366
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,868	3,530
繰延ヘッジ損益	53	51
為替換算調整勘定	1,046	871
評価・換算差額等合計	1,768	2,608
少数株主持分	2,096	2,157
純資産合計	46,097	54,132
負債純資産合計	205,693	206,608

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	89,469	84,849
売上原価	73,820	68,707
売上総利益	15,648	16,141
販売費及び一般管理費	1 25,479	1 24,161
営業損失( )	9,831	8,019
営業外収益		
受取利息	23	17
受取配当金	384	389
受取賃貸料	317	247
持分法による投資利益	389	228
その他	595	903
営業外収益合計	1,709	1,785
営業外費用		
支払利息	796	661
出向者関係費	734	687
減価償却費	356	345
その他	792	708
営業外費用合計	2,680	2,402
経常損失( )	10,801	8,636
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	15	11
補助金収入	200	-
その他	-	15
特別利益合計	215	27
特別損失		
投資有価証券評価損	32	277
製品保証損失	219	-
早期割増退職金	-	270
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	24
事業整理損	44	-
その他	23	-
特別損失合計	320	572
税金等調整前四半期純損失( )	10,906	9,181
法人税、住民税及び事業税	220	248
過年度法人税等	-	238
法人税等調整額	4,747	3,999
法人税等合計	4,526	3,512
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	5,669
少数株主利益	41	76
四半期純損失( )	6,421	5,745

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	26,452	31,211
売上原価	21,298	25,398
売上総利益	5,153	5,812
販売費及び一般管理費	1 8,311	1 8,146
営業損失( )	3,158	2,333
営業外収益		
受取利息	5	6
受取配当金	124	139
受取賃貸料	-	78
持分法による投資利益	175	-
その他	206	165
営業外収益合計	511	389
営業外費用		
支払利息	234	230
出向者関係費	231	224
持分法による投資損失	-	119
減価償却費	119	118
その他	198	207
営業外費用合計	784	901
経常損失( )	3,430	2,844
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	0	6
補助金収入	200	-
特別利益合計	200	6
特別損失		
投資有価証券評価損	0	10
事業整理損	15	-
会員権評価損	5	-
その他	1	-
特別損失合計	22	10
税金等調整前四半期純損失( )	3,253	2,862
法人税、住民税及び事業税	38	33
法人税等調整額	1,325	1,151
法人税等合計	1,287	1,118
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	1,743
少数株主利益	18	51
四半期純損失( )	1,984	1,794

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	10,906	9,181
減価償却費	5,583	5,325
貸倒引当金の増減額( は減少)	8	46
賞与引当金の増減額( は減少)	2,416	2,145
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,649	1,182
受注損失引当金の増減額( は減少)	306	427
受取利息及び受取配当金	407	406
支払利息	796	661
持分法による投資損益( は益)	389	228
投資有価証券評価損益( は益)	32	277
投資有価証券売却損益( は益)	0	-
売上債権の増減額( は増加)	37,462	36,580
たな卸資産の増減額( は増加)	11,725	22,630
仕入債務の増減額( は減少)	11,541	1,828
その他	1,295	1,415
小計	6,544	6,572
利息及び配当金の受取額	419	410
利息の支払額	787	521
法人税等の支払額	780	856
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,397	5,605
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,296	2,975
有形固定資産の売却による収入	19	27
投資有価証券の取得による支出	718	100
投資有価証券の売却による収入	1	140
その他	493	1,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,487	4,696
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	24,704	11,708
コマーシャル・ペーパーの増減額( は減少)	30,000	5,000
長期借入れによる収入	-	15,871
長期借入金の返済による支出	1,309	2,892
自己株式の取得による支出	28	5
配当金の支払額	907	904
少数株主への配当金の支払額	18	40
その他	61	87
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,092	4,592
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	122
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	4,015	3,805
現金及び現金同等物の期首残高	3,122	11,180
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	177
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,137	7,552

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 明電原子力エンジニアリング株式会社は、第1四半期連結会計期間より、能登コミュニティウィンドパワー株式会社は当第3四半期連結会計期間より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。 また、上海明電舎半導体設備有限公司は第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 39社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分適用非連結子会社 持分法適用非連結子会社の変更 第1四半期連結会計期間より、MEIDEN ELECTRIC ENGINEERING SDN.BHD.は清算の決議を行い、重要性が乏しくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。 変更後の持分法適用非連結子会社の数 0社</p> <p>(2) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、MHSコネクレーンズ株式会社は当社保有の全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。 変更後の持分法適用関連会社の数 3社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準等」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及びセグメント情報への影響は軽微ですが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として、特別損失に24百万円を計上しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は68百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。
当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示してありました「受取賃貸料」は、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。 なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は96百万円であります。  「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">476百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、79,198百万円であります。</p> <p>3 受取手形裏書譲渡高は、61百万円であります。</p> <p>4 貸出コミットメントライン契約 当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため平成22年9月に取引銀行15行と貸出コミットメント契約を締結しております。 当第3四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> </table> <p>6 偶発債務 金融機関借入金等に関する債務保証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他1件</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">152百万円</td> </tr> </table> <p>7 損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する金額は767百万円(仕掛品)であります。</p>	受取手形	476百万円	支払手形	18百万円	貸出コミットメントの総額	25,000百万円	貸出実行残高	-	差引額	25,000百万円	従業員	126百万円	その他1件	26百万円	計	152百万円	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、77,157百万円であります。</p> <p>3 受取手形裏書譲渡高は、50百万円であります。</p> <p>4 貸出コミットメントライン契約 当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため平成21年9月に取引銀行15行と貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">40,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">11,600百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">28,400百万円</td> </tr> </table> <p>5 受取手形譲渡による代金の留保分(未収入金)は320百万円であります。これは当社に遡及義務が及ぶものであります。</p> <p>6 偶発債務 金融機関借入金等に関する債務保証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員</td> <td style="text-align: right;">151百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他1件</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">183百万円</td> </tr> </table> <p>7 損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する金額は416百万円(仕掛品)であります。</p>	貸出コミットメントの総額	40,000百万円	貸出実行残高	11,600百万円	差引額	28,400百万円	従業員	151百万円	その他1件	32百万円	計	183百万円
受取手形	476百万円																												
支払手形	18百万円																												
貸出コミットメントの総額	25,000百万円																												
貸出実行残高	-																												
差引額	25,000百万円																												
従業員	126百万円																												
その他1件	26百万円																												
計	152百万円																												
貸出コミットメントの総額	40,000百万円																												
貸出実行残高	11,600百万円																												
差引額	28,400百万円																												
従業員	151百万円																												
その他1件	32百万円																												
計	183百万円																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 8,072百万円</p> <p>2 当社グループでは、電力会社や官公庁向けの各種電気設備や、自治体向けの上下水処理設備等において、年度末に売上が集中する傾向があります。そのため、第3四半期については、売上高は年間の実績値に対して相対的に低い水準にとどまっております。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 8,078百万円</p> <p>2 同左</p>

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 2,669百万円</p> <p>2 当社グループでは、電力会社や官公庁向けの各種電気設備や、自治体向けの上下水処理設備等において、年度末に売上が集中する傾向があります。そのため、第3四半期については、売上高は年間の実績値に対して相対的に低い水準にとどまっております。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <p>従業員給料手当 2,665百万円</p> <p>2 同左</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 7,164百万円</p> <p>預入期間が3か月を超える定期預金 26百万円</p> <p>現金及び現金同等物 7,137百万円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 7,579百万円</p> <p>預入期間が3か月を超える定期預金 27百万円</p> <p>現金及び現金同等物 7,552百万円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 227,637千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 687千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	907	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	社会システム事業	産業システム事業	エンジニアリング事業	不動産事業	その他	計	消去又は 全社	連結
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	14,452	3,869	3,389	755	3,985	26,452	-	26,452
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	755	844	80	65	2,511	4,258	(4,258)	-
計	15,208	4,714	3,470	821	6,496	30,710	(4,258)	26,452
営業利益又は営業損失( )	1,666	1,499	5	267	29	2,932	(225)	3,158

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	社会システム事業	産業システム事業	エンジニアリング事業	不動産事業	その他	計	消去又は 全社	連結
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	51,256	14,413	9,141	2,266	12,392	89,469	-	89,469
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,527	2,419	237	197	7,634	14,016	(14,016)	-
計	54,784	16,832	9,378	2,464	20,026	103,485	(14,016)	89,469
営業利益又は営業損失( )	4,917	4,014	1,141	893	250	9,430	(400)	9,831

(注) 1. 第1四半期より、一部子会社について機能見直しを行ったことに伴い下記のとおりセグメントの帰属先を変更しております。

セグメント	変更前	変更後
社会システム事業	MSA(株) 明電ケミカル(株) 明電シスコ(株) 明電板金塗装(株) 明電環境サービス(株) 北斗電工(株) MEIDEN SINGAPORE PTE.LTD. THAI MEIDENSHA CO.,LTD 他13社	MSA(株) 明電シスコ(株) 明電板金塗装(株) 明電環境サービス(株) 明電プラントシステムズ(株) MEIDEN SINGAPORE PTE.LTD. THAI MEIDENSHA CO.,LTD 他13社
産業システム事業	明電ソフトウェア(株) (株)甲府明電舎 明電鋳工(株) 明電プラント&エンジニアリング(株) (明電プラントシステムズ(株)に社名変更) 明電舎(杭州)電気系統有限公司 MEIDEN AMERICA, INC. MEIDEN TECHNICAL CENTER NORTH AMERICA LLC.	(株)甲府明電舎 明電舎(杭州)電気系統有限公司 MEIDEN AMERICA, INC. MEIDEN TECHNICAL CENTER NORTH AMERICA LLC. 他1社
エンジニアリング事業	明電システムエンジニアリング(株) メックテクノ(株) 他1社	メックテクノ(株) 他1社
不動産事業	該当する連結子会社はありません。	該当する連結子会社はありません。
その他	明電興産(株) 明電商事(株) (株)メイフィス 他4社	明電興産(株) 明電商事(株) (株)メイフィス 明電ケミカル(株) 北斗電工(株) 明電ソフトウェア(株) 明電鋳工(株) 明電システムエンジニアリング(株) 他4社

2. 事業区分の方法

当社グループの社内区分をベースに製品・サービスの種類・性質等の類似性を考慮して区分しております。

3. 各事業の内容

- (1) 社会システム事業 社会インフラの構築に関連する事業。
- (2) 産業システム事業 製造業やITなど一般産業で使用される製品システムに関連する事業。
- (3) エンジニアリング事業 メンテナンス事業。
- (4) 不動産事業 不動産の賃貸に関連する事業。
- (5) その他 主に従業員の福利厚生サービス事業、経理業務受託事業等。

4. 「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	主な内容
消去又は全社の項目に含めた 配賦不能営業費用の金額	704	396	総合研究所等で行っている研究開発 にかかる費用等

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	主な内容
消去又は全社の項目に含めた 配賦不能営業費用の金額	1,729	1,131	総合研究所等で行っている研究開発 にかかる費用等

5. 会計処理の変更

工事契約に関する会計基準の適用

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の社会システム事業の売上高は196百万円増加し、営業損失は55百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	23,957	2,086	408	26,452	-	26,452
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	365	773	25	1,165	(1,165)	-
計	24,323	2,860	434	27,617	(1,165)	26,452
営業利益又は営業損失( )	3,533	153	11	3,391	233	3,158

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	79,404	8,953	1,111	89,469	-	89,469
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,189	1,112	145	2,447	(2,447)	-
計	80,594	10,065	1,257	91,917	(2,447)	89,469
営業利益又は営業損失( )	10,748	259	127	10,616	784	9,831

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2．本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アジア.....東アジア、東南アジア
- (2) その他の地域.....ヨーロッパ、北米

3．会計処理の変更

工事契約に関する会計基準の適用

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の日本の売上高は196百万円増加し、営業損失は55百万円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） （単位：百万円）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高	5,658	827	6,485
連結売上高	-	-	26,452
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	21.4	3.1	24.5

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日） （単位：百万円）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高	18,145	3,451	21,597
連結売上高	-	-	89,469
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	20.3	3.8	24.1

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2．各区分に属する主な地域は以下のとおりです。  
 (1) アジア …………… 東アジア、東南アジア及び中東諸国  
 (2) その他の地域 …… ヨーロッパ、北米、中米、南米、アフリカ及びオセアニア諸国  
 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。  
 4．会計処理の変更

工事契約に関する会計基準の適用

請負工事に係わる収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間のアジアの売上高は196百万円増加しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業部を置くなどして、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「社会システム事業」、「産業システム事業」、「エンジニアリング事業」及び「不動産事業」の4つを報告セグメントとしております。（各セグメントの内容）

報告セグメントの名称	事業内容
社会システム事業	発電システム等の社会インフラに関連する製品・サービスを提供する事業
産業システム事業	一般製造業向けを中心に、コンポーネント製品、動力計測システム製品及び無人搬送車等の製品・サービスを提供する事業
エンジニアリング事業	メンテナンス事業
不動産事業	不動産の賃貸に関する事業

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	社会システム事業	産業システム事業	エンジニアリング事業	不動産事業	小計				
売上高									
外部顧客への売上高	45,485	16,110	9,762	2,269	73,628	11,220	84,849	-	84,849
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,073	3,233	312	197	6,817	7,318	14,135	(14,135)	-
計	48,559	19,343	10,074	2,467	80,445	18,539	98,984	(14,135)	84,849
セグメント利益又は セグメント損失( )	5,999	1,841	602	862	7,580	32	7,613	(406)	8,019

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の製品販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品等を提供する事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 406百万円には、セグメント間取引消去638百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,045百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基盤研究所等で行っている研究開発にかかる費用等であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる当第3四半期連結累計期間セグメント利益又はセグメント損失に与える影響は軽微です。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	社会システム事業	産業システム事業	エンジニアリング事業	不動産事業	小計				
売上高									
外部顧客への売上高	17,503	5,594	3,688	757	27,543	3,668	31,211	-	31,211
セグメント間の内部 売上高又は振替高	610	1,007	85	65	1,768	2,412	4,180	(4,180)	-
計	18,113	6,601	3,773	823	29,312	6,080	35,392	(4,180)	31,211
セグメント利益又は セグメント損失( )	2,040	518	141	270	2,147	22	2,124	(208)	2,333

- (注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の製品販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品等を提供する事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 208百万円には、セグメント間取引消去173百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 381百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基盤研究所等で行っている研究開発にかかる費用等であります。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
4. 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる当第3四半期連結会計期間セグメント利益又はセグメント損失に与える影響は軽微です。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分	取得原価	四半期連結貸借対照表 計上額	差額
株式	10,016	14,514	4,498

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っていますが、重要なデリバティブ取引についてはいずれもヘッジ会計を適用しており、注記の対象から除いております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 193円88銭	1株当たり純資産額 229円00銭

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 28円29銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 25円32銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(百万円)	6,421	5,745
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	6,421	5,745
普通株式の期中平均株式数(千株)	226,988	226,959

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 8円74銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 7円91銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失(百万円)	1,984	1,794
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	1,984	1,794
普通株式の期中平均株式数(千株)	226,969	226,955

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月 12日

株式会社明電舎  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      落 合 操      印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      若 尾 慎 一      印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明電舎の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 23年 2月 10日

株式会社明電舎  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 落合 操 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明電舎の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。